

# 令和7年 第4回（9月）吉川市議会定例会

# 一般質問通告書

9月19日（金）			
質 問 者			
通告第 1号	3番	戸田 馨	
通告第 2号	1番	菊名 克典	
通告第 3号	18番	降旗 聡	
通告第 4号	4番	林 美希	
通告第 5号	15番	大泉 日出男	
通告第 6号	20番	松崎 誠	
通告第 7号	14番	五十嵐惠千子	

9月22日（月）			
質 問 者			
通告第 8号	9番	宮窪 雅一	
通告第 9号	13番	小野 潔	
通告第10号	6番	遠藤 義法	
通告第11号	7番	飯島 正義	
通告第12号	19番	吉川 敏幸	
通告第13号	10番	加藤 克明	

9月24日（水）			
質 問 者			
通告第14号	16番	岩崎 小百合	
通告第15号	8番	雪田 きよみ	
通告第16号	17番	岩田 京子	

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第1号 3番 戸田 馨	1. 下水道・農業集落排水・水道における将来方針について	<p>(1) 下水道事業</p> <p>今年度、他市で発生した下水道施設に関する事故を受け、吉川市でも緊急点検を実施し、マンホールの目視確認などを行い、損傷のあった箇所は修繕され、道路の損傷についても原因調査後に対応されたとのこと。日々下水道事業を円滑に進めるためのご尽力に感謝を示したい。</p> <p>現状、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吉川市の下水管は比較的若いものが多いが、全国的には老朽化による事故が増加傾向にある</li> <li>・従来のカメラ点検の延伸、目視点検回数の増加など体制強化の方針</li> <li>・経営ビジョン策定により、計画的な更新と財源確保を進める意向</li> </ul> <p>等々、下水道事業についてはこれまで議会や下水道審議会の中でも様々議論され、課題も明らかになってきているが、今後使用量減少による収入減と、更新需要の増加が将来的に衝突する可能性を踏まえ、以下質問する。</p> <p>①下水道安全点検の頻度・範囲拡大は今後も継続されるのか。</p> <p>②耐用年数前に更新を行う判断基準をどのように設定し、計画に盛り込むのか。</p> <p>③更新財源をどのように確保していくのか、受益者負担の考え方は。</p> <p>(2) 農業集落排水事業</p> <p>八子新田・鍋小路地区の農業集落排水事業は、企業会計化により収支の実態が明らかになり、使用料収入では維持管理費を賄えず、一般財源による補填が続いている。今後は利用者数減少による料金収入減少が予測され、更新費用が膨大で補助金依存にも限界があることから、事業の継続可否や、負担の在り方を早急に議論する必要があり、吉川市でも将来方針の検討が始まっている。</p> <p>これらの課題は吉川市に限ったことではなく、全国的に事業の採算性に限界があり、個別浄化槽への転換が進行しているという事例もみられると審議会でも明らかになっている。</p> <p>そこで以下質問する。</p> <p>①農業集落排水事業の現行方式を継続する場合と個別浄化槽へ転換する場合、公共下水道事業へ接続する場合の、費用・環境・維持管理面での比較検討はいつまでに、どのように示されるのか。</p> <p>②利用者・非利用者双方が納得できる費用負担のルールをどのように検討していくのか。</p>	市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨		答弁を求める者
通告第1号 3番 戸田 馨	(続) 1. 下水道・農業集落排水・水道における将来方針について	(3) 水道事業 吉川市では現在、県水と地下水をブレンドにより水道水が作られているが、地下水施設の維持管理や水質への配慮から、将来的には県水100%へと移行する方針が示されている。しかし、直近の令和6年度の実績を見ると、県水の受水率がここ数年に比べて下がり、結果として地下水の取水量が増加している状況がある。 この状況は、市としての方針と、実際の数値との間に一時的な違いが見られるように思われる。この点について、まず私自身の理解を深め、市民の皆さまにも分かりやすく説明できるようにしたいとの思いから、以下の点を伺う。 ①改めて、本市が県水100%に移行しようとする理由と、そのメリットについてご説明願いたい。 ②令和6年度において、過去年度と比べて県水の受水率が下がり、地下水の使用量が増えた要因は、技術的・運用的な要因なのか、それとも制度上の要因(県水の契約システム等)が関係しているのか、わかりやすくご説明を願いたい。 ③こうした現状を踏まえつつ、今後、県水100%への移行をどのように進めていくのか。具体的なスケジュールや、想定される課題への対応策等お示しを。		
	2. 働き方改革について	(1) 選挙の投開票業務について 吉川市においても、国政選挙・地方選挙のたびに、多くの市職員や関係者が日曜の夜遅くまで投開票業務に従事している。公職選挙法により、投票時間は午後8時までとされているが、現行制度でも条件付きで最大4時間の繰り上げが可能とされており、全国的にも、投票時間を繰り上げる自治体が増えており、昨年の中議院議員選挙では約4割の投票所が繰り上げを実施していると理解している。 吉川市でも、期日前投票の定着や有権者行動の変化を踏まえ、投票時間・開票時間の見直しを「働き方改革」の観点から検討すべきではないかと考える。そこで以下伺う。 投票時間の繰り上げについて ①吉川市における直近の選挙での期日前投票率はどの程度か。 ②吉川市において投票時間の繰り上げ(午後8時→午後7時、または午後6時など)を行った事例はあるか。 ③繰り上げを実施した場合の、有権者への影響と職員労務軽減の効果をどのように評価するか。 ④今後、期日前投票の利用実態を踏まえ、繰り上げの本格的導入を検討する考えはあるか。		市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第1号 3番 戸田 馨	(続) 2. 働き方改革について	<p>開票時間の見直しについて</p> <p>⑤現状、開票開始時刻は何時か。</p> <p>⑥投票時間を繰り上げることで、開票作業を早められる可能性についてどのように考えるか。</p> <p>⑦開票作業に従事する職員数・人件費(超過勤務手当)について、過去3回分の実績を示せるか。</p> <p>⑧投票時間短縮が行われた場合、本市における業務効率化効果の見込みはどの程度か。</p> <p>(2) 開庁時間、市民への対応時間について</p> <p>開庁時間と勤務時間に差異を設けることで、職員の働き方の改革や、窓口業務の効率化が図られるのではないかと、これまで一般質問で取り上げてきた。令和6年9月議会で、開庁時間の変更に関して、「適切な行政サービスの維持などにまず留意する必要があると考えており、国の働き方改革の方向性を踏まえた市の職場環境の在り方など、全体的に勘案しながら、前向きに検討できればと考えている」との答弁をいただいている。</p> <p>そこで以下質問する。</p> <p>①開庁時間短縮について具体的な調査は進んでいるか、またその内容は。</p> <p>②開庁時間(※市民への窓口対応する時間)前後の電話対応について、現状は。</p>	
通告第2号 1番 菊名 克典	学童保育室について	<p>小学生が放課後および長期休業期間に費やす時間は、年間で約1600時間と推計されています。</p> <p>一方、低学年児童が学校で過ごす時間は年間でおおよそ1200時間とされ、両者を比較すると放課後等の時間が約400時間長いこととなります。このような時間的構造を踏まえると、学童保育は単なる居場所の提供にとどまらず、児童に対する教育的機能を果たす場としての重要性を増しているといえます。具体的には、基本的な生活習慣や生活能力の獲得に加え、他者への配慮、自立心の涵養、社会的マナーの習得など、児童の社会性や人格形成に資する役割が求められています。そこで以下の質問をします。</p> <p>1. 保護者の方が学童保育室について要望や意見ができる体制はどのようになっていますか。</p> <p>2. 夏休みのお弁当の希望数集計が学童保育運営アプリ「コドモン」を活用した集計方法になりましたが、保護者の負担軽減や成果はありましたか。</p> <p>3. コドモンの機能のうち、入退室管理システムがあり、今年の9月議会では、「現</p>	市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第2号 1番 菊名 克典	(続) 学童保育室について	<p>場の意見も聞きながら早期に取り組めるよう調整を図ってまいります。」とのことでしたが、進捗状況は現在どうなっていますか。</p> <p>4. 昨年の9月議会において、「タブレット使用にあたって環境面や運用面の課題を整理し、可能などころから取り組むよう検討を進めてまいります。」と答弁をいただきましたが、Wi-Fi 通信環境の整備・進捗状況はどうなっていますか。</p> <p>5. 学童保育現場で支援が必要な児童に対する職員の相談先として、昨年度は県の放課後児童クラブ巡回支援事業を活用し、助言を受けていましたが、その後変更などはありましたか。</p> <p>6. 支援が必要な児童に職員が1対1でついてしまうと他の児童を見れなくなってしまい、安全面の観点からも見る目が不足してしまう恐れがありますが、何か対応策は講じていますか。</p>	
通告第3号 18番 降旗 聡	交通安全対策について	<p>県では、9月21日(日)から9月30日(火)までの10日間、令和7年秋の全国交通安全運動を実施します。広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。</p> <p>県では、全国交通安全運動の主な推進事業として、(1)歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進。(2)ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進。(3)自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進。(4)高齢者の交通事故防止。と大きく4項目について謳っています。</p> <p>そこで、以下について市の見解を伺います。</p> <p>1) 県の推進事業(1)イの中で、「歩行者の交通事故防止対策として、『ゾーン30プラス』の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進」とあるが、これまで市としての取り組みと地域の反応。今後の事業計画について。</p> <p>2) 通行の妨げとなる不法占拠物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進とあるが、市の取り組みについて。</p> <p>3) 令和8年4月1日から交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)が導入されるが、市として自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と新たなルールの周知について。</p> <p>4) 県では「全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその</p>	市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨		答弁を求める者
通告第3号 18番 降旗 聡	(続) 交通安全対策について	被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進」としているが、市としての取り組みについて。また、自転車用ヘルメット購入についての支援・補助制度の創設について。 5) 高齢者の自転車乗車中の交通事故防止策として、「自転車安全利用五則」に定めるルールの周知と遵守の徹底と、乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進について。		
通告第4号 4番 林 美希	1. 市の歴史・文化	市の歴史的資料について伺う。 ①歴史的資料の収集について、現状と課題は。 ②歴史的資料の保存について、現状と課題は。 ③令和7年度施政方針演説に対する会派代表質問において、当会派代表 戸田議員の質問と市長答弁を聴く中で「文化財を活用してのまちづくり」がキーワードだと捉えた。歴史的資料の活用について、市としての理念や指針はどうあるのか。 ④歴史的資料の収集、保存、活用の拠点となる郷土資料館の今後について、課題整理や方向性の検討、進捗状況は。		市長 教育長 担当部長
	2. 行政運営	行政サービスの安定的な提供と継続的改善により、効果的かつ効率的な行政運営を行い、市民への説明責任（アカウントビリティ）を果たしていくことを目的として導入されている「事務事業評価制度」。事務事業評価シートが、令和5年度のものと同令和6年度のものでフォーマットが大きく変わっている。以下について伺う。 ①事務事業評価シートのフォーマット変更の目的は。 ②事務事業評価シートの「目標設定・実績」欄において、事務事業評価シートを見た市民が事業への理解を深めるために必要だと考える数値(例:事業の稼働日数、対象人数など)の記載が令和6年分から著しく減少して見えるがその理由は。		市長 教育長 担当部長
	3. 協働のまちづくり	(1) 地域自治振興交付金制度について伺う。 この制度は自治会へ「広報の配布、回覧、掲示物の掲示」「市が依頼する各種調査の実施、地域住民からの市に対する要望や苦情の連絡」「市が依頼する人材等の推薦、催事や説明会等の調整」「環境保全や環境衛生、ごみ減量や分別収集の徹底、ゴミ集積所の設置や廃止および管理、環境美化、排水路の清掃」これら4点のご協力をお願いするもので、協働で住みよい豊かな地域社会を形成し、地域自治と地域活動の振興を図るための事業である。 市として、この制度のあり方と自治会の加入率の減少や担い手の不足により、広報配布が困難という声が多く届く中、どのような対応を考えているのか。		市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨		答弁を求める者
通告第4号 4番 林 美希	(続) 3. 協働のまちづくり	(2) 公園等維持管理協定について伺う。 この事業は「除草及び剪定作業(隔月1回以上)」「清掃作業(月1回以上)」「施設の点検作業(月1回以上)」「その他協定で定める作業」、この4点のご協力をお願いするもので幅広い団体と公園等維持管理協定を結んでいる。 報償費として、維持管理面積1㎡あたり ア、機械による除草及び樹木簡易剪定をする場合60円 イ、人力による除草をする場合40円 ウ、ア、イ、以外の場合20円 とされているが、この金額設定の根拠は。		
	4. 子育て支援	子育てと就労の両立支援の一環として実施されている病児病後児保育事業について伺う。 ①スタッフ不足によりフルに受け入れができない状況は解消されたか。 ②病児病後児保育室休室のお知らせがあったが、その理由は適切ではないのではないかとという声が届いた。経緯と市の認識は。 ③少子化や男性の家庭参加が進む中でも、女性の社会進出、核家族化や子育て世代のダブルケアの進行から、病児病後児保育事業には一定の必要性があり続けると考える。受託事業者の掘り起こし、近隣他自治体 民間事業者との契約や公設事業所との連携などご検討いただけないか。		市長 担当部長
通告第5号 15番 大泉日出男	吉川市水道ビジョン(経営戦略)について	2024年1月に発生した能登半島地震で水道の施設や管路の損傷が相次ぎ、最大14万戸で断水するなど甚大な被害が生じた教訓を踏まえ、国土交通省が実施した上下水道施設の耐震化状況に関する緊急点検の結果が、11月1日に公表されました。避難所や病院など災害時に拠点となる「重要施設」のうち、施設につながる管路が上下水道とも耐震化されている施設の割合は、約15%にとどまり、対策を急ぐ必要性が浮きぼりとなりました。そこで伺います。 (1)吉川市水道ビジョン(経営戦略)の中では、持続可能で信頼される水道として、「安全、強靱、持続の視点から6つの基本方針と11施策に取り組みます」としております。各浄配水場の耐震化を図るとともに基幹管路や震災時の給水が特に必要となる基幹病院等の重要給水施設に供給する管路(重要給水施設管路)を優先的に耐震化する必要がある、とありますが、当市における現在の取り組みと、具体的な箇所、今後の進捗について伺います。 (2)経営戦略の中で、「石綿セメント管の更新計画を見直し、石綿セメント管の解消に向けて取り組む必要がある」とされております。先の令和7年度施政方針に		市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第5号 15番 大泉日出男	(続) 吉川市水道ビジョン(経営戦略)について	<p>             おいても、石綿管から災害に強い耐震管への布設替えのインフラ整備などを行ってまいります、とありました。水道の石綿管の布設替えの優先順位、完了までの年数その際の想定される課題(例えば、新技術導入での費用対効果や技術員の確保等)をあらためて伺います。           </p> <p>             (3)冒頭の能登半島地震の教訓を踏まえ、令和6年11月国土交通省上下水道審議官グループによる「上下水道施設の耐震化状況に関する緊急点検結果」を受け、当市でも「上下水道耐震化計画」が作成されたと承知しております。目標、計画期間(令和7年1月から令和12年3月)、重要施設の場所は明記されておりイメージがつく一方で、水道耐震管についての言及は、ほぼございませんでした。検討会での報告書によれば、耐震管とは断定はせず、耐えうる耐震管という表現で複数ヶ所取り上げられる中、一部で、配水用ポリエチレン管(青ポリ)(HPPE管)の紹介がされておりました。当市における配水用ポリエチレン管の採用実績と導入の際の経緯を伺います。           </p> <p>             (4)現在、埼玉県内では水道事業の広域化推進策として県域を12ブロックにわけており、各ブロック会議が年間2回程度開催されているとお聞きしております。日常の情報交換はもちろんです、万が一の災害・震災の際に、互いに助け合いができる施設や資機材、システムの共同利用、デジタル技術を活用した情報連携等、広域でしかできないメリットもあると考えます。この会議の内容はどのようなもので、また今後どのような関わり、お考えがあるのか市の見解を伺います。           </p>	
通告第6号 20番 松崎 誠	安全安心のまちづくりについて 1. イネカメムシ被害および高温障害に対する農業支援体制について	<p>             昨年、本市の稲作農家において、イネカメムシ被害や高温障害による収量・品質の大幅な低下が発生し、大きな経済的打撃となりました。今年も連日の猛暑が続いており、同様の被害が懸念されます。被害の未然防止と、万が一の被害発生時に備えた支援体制について、以下の点を伺います。           </p> <p>             (1)耕作者からの現状相談について              現在、市内の稲作農家から、イネカメムシや高温障害等に関する相談はどの程度寄せられているのか。また、どのような内容が多いのか。           </p> <p>             (2)JAとの情報共有・連携について              農家への技術的・経済的支援を行ううえで、JAとの情報共有や連携はどのように行っているのか。課題がある場合はどのように認識しているか。           </p> <p>             (3)農政課からの注意喚起について              今年の猛暑に伴い、農政課として被害防止に向けた注意喚起はどのように行っているか。広報手段やタイミング、内容の工夫について伺います。           </p>	担当部長

質問者	質問事項	質問要旨		答弁を求める者
通告第6号 20番 松崎 誠	(続) 1. イネカメムシ被害および高温障害に対する農業支援体制について	(4)耕作放棄地の増加傾向とその対応について 近年、農業の担い手不足や収益性低下により耕作放棄地が増加傾向にあると聞 くが、本市における現状と傾向はどうか。これに対する市の支援策や対策方針に ついて伺います。		
	2. 新たなスポーツ施設の整備について	市民が健康で充実した生活を送るためには、身近にスポーツに親しめる環境の整 備が極めて重要だと思います。現在、吉川市においては東埼玉資源環境組合第2最 終処分場の利活用として、新たなスポーツ施設の整備が計画されており、多目的グ ラウンド、テニス、サッカー、野球、グラウンドゴルフなど、幅広い用途が検討さ れていると伺っております。ついては、今後の整備方針や市民目線での利便性確保 に向けた取組について、以下の点について伺います。 (1)敷地の整備状況および今後の工程について ①東埼玉資源環境組合第2最終処分場(吉川市大字高久666番地1)について、敷 地面積4.7haのうち、3.1haで実施されている覆土工事の現在の進捗状況につい て伺います。 ②覆土工事完了後、スポーツ施設としての転用にに向けた今後の工程とスケジュー ルは。 (2)予算配分について ①当該施設整備にかかる総事業費はいくらを見込んでいるのか。また、その内訳に ついて。 ②国・県からの補助金や交付金の活用は検討されているのか。市単独での負担はど の程度か。 (3)駐車場の確保と路上駐車懸念について ①施設利用者向けの駐車場はどの程度確保される予定か。 ②利用者が集中した際に周辺道路への影響が懸念されますが、路上駐車対策や交 通安全対策について、どのように対応されるのか伺います。 (4)施設の運営形態と予約方法について ①新設されるスポーツ施設の運営形態は、市の直営、指定管理者、民間委託のいず れを想定しているのか。 ②市民が利用する際の予約方法はどのようになるのか。特にオンライン予約の導 入予定について伺います。 ③市内・市外利用者の利用枠や優先順位、料金設定についての方針があればお示し ください。		担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第6号 20番 松崎 誠	(続) 2. 新たなスポーツ施設の整備について	④施設整備後の名称等(愛称)はどう考えているのか。 (5)衛生設備の整備状況について ①トイレ、シャワー、更衣室などの衛生設備は整備されるのか。その規模と内容について伺います。 ②バリアフリー対応や誰もが安心して利用できる設備設計についての配慮がなされているか。 ③日常的な清掃や維持管理体制はどのように行われる予定か。	
通告第7号 14番 五十嵐恵千子	1. さらなる子宮頸がん予防を	<p>日本における子宮頸がん対策の現状は、年間1万人以上が子宮頸がんにかかり、亡くなる人は年間約3,000人に上り、近年は若い世代の発症が増え、罹患率は20代から増加し30から40代でピークを迎えています。治療で子宮を摘出、あるいは放射線治療により妊娠できなくなる人もいますが、問題は罹患者数や死亡者数が10年以上減少していないことです。子宮頸がん予防には、HPVワクチン接種と定期的な検診が有効ですが、国の調査によるとワクチン接種は他の先進国に比べ進んでおらず、検診受診率も4割程度と低い状況が続いています。</p> <p>本市におけるHPVワクチン接種については、国における日進月歩の取組みが推進される中、対象者・保護者への周知で賢明なご判断をあおいでいただいております。そうしたことから本市の取組み状況を過去何度も一般質問で確認させていただいているところです。そこで、お伺いします。</p> <p>(1)令和6年度における小学校6年生から高校1年生相当の女子が令和7年6月末までに接種を受けた人数と接種率は。</p> <p>(2)定期接種の対象年齢である12歳から16歳の期間において積極的勧奨が行われず、令和4年5月に改めて勧奨通知を送付したキャッチアップ対象者が令和7年6月末までに接種を受けた人数と接種率は。</p> <p>(3)これまでワクチン接種の標準接種スケジュールは6ヶ月必要となっていました。国は最短4ヶ月接種も可能であることを明らかにしています。「最短接種」について、また、高校1年生相当へ「最短接種」のお知らせ勧奨通知をすべきと考えますが、本市のお考えは。</p> <p>(4)子宮頸部の細胞に異常がないかを調べる「細胞診」については本市においても既に実施いただいておりますが、近年の検診者数と検診率をお聞かせください。また、国は2024年度から、従来の「細胞診」に加え、体制が整った自治体については「HPV検査」を公的検診として導入できるとしています。厚生労働省の調査では、既にHPV検査を実施している4自治体に加え、337自治体が「導入予定」</p>	市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第7号 14番 五十嵐恵千子	(続) 1. さらなる子宮頸がん予防を	と回答。「検討している」という自治体は737と伺っています。検査方法は細胞診と同じですが、リスク保持者を細胞診よりも早期発見、早期治療につなげられるHPV検査を本市も導入すべきと考えますが、ご見解を伺います。	
	2. 搾乳できる環境づくりを	現在、吉川市内には、多くの人々が利用する13カ所の公共施設に赤ちゃんへの授乳やおむつ替えができる「赤ちゃんの駅」を設置していただいておりますが、赤ちゃんの駅で「搾乳」もできることについては、まだ一般の理解が進んでいないと感じます。入院中の赤ちゃんに母乳を届けるために、赤ちゃんの駅で搾乳をしていた母親は、「一人で何をやっているんだ」と、さも目的外利用をしているかのような心無い言葉を投げつけられたことがあったそうです。また、出産後一定の期間、母体では母乳が作られるため、母乳がたまった状態を放置すると痛みが生じたり乳腺炎等を発症する恐れもあり数時間毎に「搾乳」する必要がある人もいます。特に産後に職場復帰する女性にとっては、職場で安心して搾乳ができる場所の確保や周囲の理解が課題となっていることから、近年は、授乳室と搾乳室を併記した表示にしている行政施設や大型商業施設が存在するようになってきていますが、まだまだその数は少ない現状です。本市においても出産や子育て支援をさらに充実するために「赤ちゃんの駅」へ「搾乳」マークも表示するなど、必要な人が安心して搾乳できる環境づくりに取り組むべきと考えますが、ご見解を伺います。	市長 担当部長
	3. こども誰でも通園制度の進捗状況は	より良い子育て環境の充実を実現するために、親の就労要件を問わず保育施設を利用できる「こども誰でも通園制度」が2026年度の全国展開に向けて広がりを見せています。そこで、お伺いします。 (1) こども家庭庁の調査では、23年度時点で保育施設に通っていない3歳未満の子どもの数は、全体の約6割にあたる134万人となっておりますが、本市の保育施設に通っていない3歳未満の子どもの数は、また、保育園や子育て援助活動支援事業による一時預かり事業の利用実績は。 (2) こども誰でも通園制度は、一時預かり事業のように「保護者の立場からの必要性」に対応するものとは異なり、子どもの良質な成長環境をサポートする観点が必要であり、大きな意義があると認識しています。本市では、試行的事業から本格実施に向けて、受け入れ施設の整備や支援強化、保育人材の確保など、どのように検討されているのか、進捗状況をお伺いします。	市長 担当部長
通告第8号 9番 宮窪 雅一	1. 給食文化について	日本の学校給食の歴史は、1889(明治22)年、山形県鶴岡町(現・鶴岡市)の大督寺に設けられた私立忠愛小学校で、生活が苦しい家庭の子どもに無償で昼食を提供したことが起源とされています。	市長 教育長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨		答弁を求める者
通告第8号 9番 宮窪 雅一	(続) 1. 給食文化について	<p>その後、1954（昭和29）年には「学校給食法」が制定され、法的な実施体制が整いました。同法第2条では「学校給食の目標」が掲げられ、その一つに「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること」があります。給食は、1日に必要な栄養素の約3分の1が摂取できるよう、栄養バランスを考慮して作られてきました。さらに2009（平成21）年の改正により、「食育」の観点からその目的が見直され、学校給食を取り巻く環境は一層向上してきたところです。</p> <p>今日、給食は単なる食事の提供にとどまらず、教育の一環であり、日本の文化の一つであると考えます。そこでお伺いします。</p> <p>(1)食事の際の「いただきます」「ごちそうさま」といった挨拶について、子どもたちにどのように指導されていますかお示してください。</p> <p>(2)好き嫌いや食べ残しについて、どのような考え方を子どもたちに伝えていませうかお示してください。</p> <p>(3)給食を通じて、地産地消や郷土食の理解をどの様に進めていますかお示してください。</p> <p>(4)食物アレルギーを持つ子どもへの対応は、どのように行われていますかお示してください。</p> <p>(5)宗教上の理由から給食を摂らない、あるいは特定の食材が摂れない子どもへの対応は現状どのようになっていますかお示してください。</p>		
	2. 外国人の生活保護受給について	<p>人は誰しも年齢を重ね、順調に過ごせる時期もあれば、逆境に苦しむ時期もあります。急な失職や、病気・事故による就労不能など、さまざまな理由で生活が立ち行かなくなることがあります。そのようなときに国民を支えるのが生活保護制度であり、まさに命の綱とも呼べる制度です。しかし、この制度の趣旨や仕組みに対する誤解から、受給者が誹謗中傷を受け、社会的に傷つく現実が存在します。これは解決すべき重要な課題です。現在、吉川市には約2,500人の外国人住民が暮らししており、市の人口の約3.4%を占めています。日本に来て吉川市に住むこととなった方々は、私たちと同じように生活を営み、家庭を築き、地域社会の一員として暮らしています。外国人住民にとっても、同様の課題が存在すると認識しています。そこで以下についてお伺いいたします。</p> <p>(1)生活保護の受給要件について、どのような基準で判断されているのかお示してください。</p> <p>(2)受給中、どのような場合に受給資格を失うのかお示してください。</p>		市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨		答弁を求める者
通告第8号 9番 宮窪 雅一	(続) 2. 外国人の生活保護受給について	(3) 吉川市内における生活保護受給世帯数について、日本人と外国人別また、今後の世帯数の増減をどの様に想定されているのかお示してください。 (4) 外国人が生活保護を受給できる法的根拠について、市としてどのように理解し運用しているのかお示してください。		
	3. 多文化共生社会の推進について	現在、吉川市においても外国人住民が増加しており、市は「第6次吉川市総合振興計画」や「埼玉県多文化共生推進指針」に基づき、多文化共生社会の実現を政策の柱のひとつに掲げています。これらの方針においては、国籍や文化的背景の違いを認め合い、共に地域社会をつくることとうたわれています。 しかしながら、我が国「和の国」日本は、古来より平和を愛し、調和を重んじ、「和を以て貴しとなす」の精神を礎として発展してまいりました。まさに「和の文化（和文化）」こそが、我が国の根幹であります。外国人住民が増えること自体を否定するものではありませんが、和文化を疎かにし、多文化共生の名の下に和の国日本の伝統を衰退させるようなことがあってはなりません。 そこで私は、外国人に迎合するのではなく、日本固有の和文化を中心に据え、共に活かし合う形で共生を図る「和文化共生社会の実現」こそが、これからの吉川市のモデルに成り得ると考えます。いわば「吉川モデル」として全国に発信できるのではないのでしょうか。 市として、多文化共生を推進するにあたり、「和文化の継承と発信」を政策の核として位置づけることについて、市の見解を伺います。		市長 担当部長
通告第9号 13番 小野 潔	1. 地方譲与税及び交付金、自主財源確保について	(1) ガソリン暫定税率廃止について自民・公明の与党と野党との間で議論が交わされている、廃止については共通の認識でいるようですが、廃止するに当たり財源をどこに求めていくかが焦点となっています。国と地方あわせて1.5兆円の税収の減少となり、特に地方財源は約5,000億円の財源の減少になると言われています。そこでお伺いいたします、もし地方財源への手当がなされなかった場合、当市においてどの程度の財源減少が考えられますか。 (2) 今年5月、国では予備費等を活用したエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金が追加配分されることとなりました。当市での追加配分の金額と、どの様な支援策を考えているのかお伺いいたします。 (3) 私達公明党では先の参議院選挙公約の一つにソブリン・ウェルスファンド（日本版政府系ファンド）を創設して「政策の財源をさがす、みつける」から「財源		市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨		答弁を求める者
通告第9号 13番 小野 潔	(続) 1. 地方譲与税及び交付金、 自主財源確保について	<p>を生み出す」と掲げました。これは政府の資産（政府などの公的部門が保有する資産、例えば外為特会等）などを原資にして日本と世界の経済成長へ投資をし、そこから得る収益を国民へ還元していく仕組みです（既に前例とし年金積立金管理運用独立行政法人、GPIF、国民の年金積立金を運用してこの5年間でも100億円の利益を出している）。</p> <p>そこでお伺いいたします。地方自治体と政府では違うので政府系ファンドの様なことはできませんが知恵を使い「財源を生み出していく」との考え方は共有できるものと考えます。当市での自主財源確保の考え方と具体的にどの様な方法で確保をされているのかお伺いいたします。</p>		
	2. 道路環境の充実について	<p>本年6月議会では道路環境の充実について個別具体的な改善要望も含め7名の議員が道路の改善、歩道の除草、路面標示の塗り替え等を一般質問で取り上げていました。道路環境の充実は市民要望の多い施策でもあります。私のところにも地域活動を通じて多くの道路環境の充実についての声が寄せられています。</p> <p>第6次吉川市総合振興計画の第7節は「快適な道路環境の充実」です。『主要幹線道路や市内の各拠点を結びつける幹線道路の整備、生活道路については多くの市民から整備要望が寄せられているところですが、安全を最優先としながら沿線の土地利用や交通状況、地域のバランス等を踏まえ、計画的に整備を進めなければなりません。』と述べられています、そこで何点かお伺いいたします。</p> <p>(1)令和5年度からの取り組みとして「旭・三輪野江地区の生活道路整備」について自治会等で整備依頼箇所を取りまとめて市へ要望として提出する手法がなされています。このような手法について3年目を向かえての評価についてお伺いいたします。また総合振興計画で述べている「地域のバランス」について、市街化地域と調整区域との視点ではどの様に捉えられているのかお伺いいたします。</p> <p>(2)令和7年3月に「吉川市道路舗装修繕計画」を取りまとめられました。この計画の概要と計画策定に至った経緯と背景をお示してください。</p> <p>(3)道路維持補修事業費について成果表事務事業評価シートを見ますと、令和6年度決算では320,191千円、令和5年度決算では198,237千円、令和4年度決算では252,751千円、令和7年度予算では344,000千円となっていて増額傾向にあると思われます。令和8年度予算編成の時期にもなってきます。「吉川市道路舗装修繕計画」を取りまとめたことも考えあわせ、どの様な予算措置をお考えなのかお示してください。</p> <p>(4)第6次吉川市総合振興計画の施策成果指標では道路整備の取り組みに対する</p>		市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
		市民満足度は令和3年度 51.5%を令和8年度では 60.0%を目標としています。達成への意気込みと見込みについて見解をお示しください。	
通告第 10 号 6 番 遠藤 義法	1. 小中学校体育館使用料の見直しを	<p>市内小中学校体育館に空調機が整備されたことから、市民が使用する小中学校体育館使用料を変更する案が市から提案されました。各常任委員会の審議後、議員から修正提案があり、可決されました。空調機の光熱費について市の考えは、受益者である施設利用者の負担によって賄うとして、夏期使用料を設定しました。その結果、児童生徒も利用する学校体育館の使用料が大幅に引き上げられました。</p> <p>政府は、避難所となる公立小中学校体育館への空調設備の光熱費として、令和7年度の地方財政計画に 29 億円を計上し、地方交付税措置を講ずるとしています。資料請求した市からの回答によれば、その措置額は 3,305 千円と記されております。</p> <p>これらの経過から、小中学校体育館の来年度からの使用料は当然見直すべきと考えますが、市の見解を伺います。</p>	市長 教育長 担当部長
	2. 市民の健康づくりのための施策向上策は	<p>市民が健康に生活できる環境とくらしへの支援は大変大事と考えます。2024 年度から始まりました「第3次吉川市健康増進計画」の市長あいさつでは、「『第2次吉川市健康増進計画』に基づき市民の健康寿命の延伸に取り組んでまいりましたが、高齢化・長寿化をはじめとする社会情勢に対応し、一層効果的な健康増進への取り組みを推進するため」第3次計画を策定した、とあります。</p> <p>計画では、平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加や脳血管疾患及び虚血性心疾患の年齢調整死亡率の減少を目指します、などの目標を掲げています。</p> <p>これまで市は地道に健康増進のための取り組みを進めていますが、「第2次吉川市健康増進計画」で目標が達成されていない項目もあります。市が認識している健康づくりについての課題と同時に、その解決のための今後の効果的な健康増進への取組についてお伺いします。</p> <p>健康増進事業（がん検診）の指標、目標として検診受診率の向上があげられています。市民の方から人間ドックに対する助成制度の導入を求める声があります。埼玉県内で実施していないのは吉川市、春日部市、和光市の3自治体のみです。助成制度を実施すべきと考えますが、市の見解を伺います。</p>	市長 担当部長
	3. 市の事業と財政計画、福祉サービスについて	<p>高齢者福祉サービスや障害者福祉サービス施策の見直し、施策廃止が進められています。施策に対する見直しはあり得ますし、充実されている事業もあります。しかし、事業費や予算割合が過大になったとの理由での廃止等はありません。見解を伺います。</p>	市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨		答弁を求める者
通告第 10 号 6 番 遠藤 義法	(続) 3. 市の事業と財政計画、福祉サービスについて	<p>市は、長寿命化のための施設改修や市民要望に沿った事業など様々あります。第 6 次吉川市総合振興計画に基づいての事業から市の年度ごとの財政推移、令和 12 年度までの償還計画等について伺います。</p> <p>(1)長寿命化計画に基づく施設改修は、令和 12 年度までで 47 億円と計画しています。具体的な計画と財源見通しについて。</p> <p>(2)共保雨水ポンプ場の改修や雨水管の布設替えの計画と見通し、財源。「水防センター」についての計画と予算。</p> <p>(3)市の事業として一般財源とともに起債を活用する事業の計画を伺います。市の資料では、令和 9 年度以降は毎年 15 億円の起債額となっています。国の補助金との兼ね合いがあると思いますが、今後の見通しと市の一般会計予算総額の公債費比率等の見通しも合わせて伺います。</p>		
通告第 11 号 7 番 飯島 正義	1. 資材置き場の安全対策	<p>全国でも 40℃を超える地域が増えています。</p> <p>先日、8 月のお盆の時期に奈良県にある製材所の資材置き場の火災がニュースで流れていました。2022 年 3 月議会では三輪野江地内の資材置き場で、また、2019 年 12 月 31 日から 2020 年 1 月 1 日未明と 6 月 27 日も同地区で火災が発生したことから、防火水槽設置の早期実施を求めました。答弁では、「この地域について必要性を認識している。消防とも協議を進める中で、田畑が広がり、江戸川の河川敷ということもあるので、なかなか適地等が見つからない状況。今後も引き続き、吉川松伏消防組合と協議をしながら検討を考えていく」と述べています。</p> <p>三輪野江地区には、資材置き場が多数あり、気温の上昇や人の不在時などを考えると防火水槽設置の安全対策は急がれます。</p> <p>その後の進捗状況についてお伺いします。</p>		市長 担当部長
	2. リチウムイオン電池とゴミの分別問題	<p>テレビのニュースなどでも清掃車からのリチウムイオン電池による発火が問題になっています。回覧板でもリチウムイオン電池は有害ごみとして分別するよう回収を徹底しています。廃棄するときは、販売店の回収ボックスに出すか、「有害ごみ」の収集日に出してくださいと市のホームページにも記載されています。</p> <p>そのゴミ収集カレンダーには、「資源とごみの分け方・出し方」といった地域ごとのカレンダーが用意され、ゴミ出しの曜日がすぐにわかる様になっています。しかし「集積所に回収日以外のゴミが、たまに置かれている」といったお話を聞くことがあります。</p> <p>分別日の間違いを減らし、地域の安全安心のために以下について質問します。</p> <p>(1)市のゴミ回収をされている中でこのような事故につながる事例の実態は。</p>		市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨		答弁を求める者
通告第 11 号 7 番 飯島 正義	(続) 2. リチウムイオン電池とゴミの分別問題	(2) 広報等を通じて安全性を伝えるとともに、市に転入した方へゴミ出しについての説明等は丁寧に行われているか。 (3) 市としてごみの分け方・出し方の動画配信を考えてはどうか。 (4) ゴミ集積所に誰が見てもすぐわかる追加看板設置の検討を。 (5) ごみ収集カレンダー、「資源とごみの分け方・出し方」のカレンダーには、日本語と一部英語で説明が書かれているが、例えば、燃やすごみや燃えないごみなどのイラストの下に英語の他に中国語、ハングル語、ベトナム語等も追加することによって更にわかり易くなるのではないか。答弁を求めます。		
	3. ワンダーランド 遊戯室(体育館)のエアコン設置の時期について	地球温暖化のため「この暑さでは遊ぶ場所がない」「小さな子供たちが遊んでいても涼むところがない」といった声をお聞きします。 ワンダーランドは、災害時の指定緊急避難場所・指定避難所となっていて要配慮者のスペースも用意されています。今年も気候変動の影響で各地に異常な線状降水帯による災害も出ています。 小中学校のエアコン設置のあとにワンダーランド遊戯室(体育館)のエアコン設置を計画していると伺っています。 今後の具体的な設置時期についてお聞きします。これは最優先の課題と思います。		市長 担当部長
	4. 戦後 80 年平和はどう受け継がれていくのか	今年は、戦後 80 年です。当市は平和都市宣言のまちであり平和事業も行われていますが、戦争体験者も年々少なくなっている今、戦争体験者からのお話を聞く事の困難さが大きく取り上げられた年でもあります。 全国各地では、高校生や、広島市では小学生の平和ガイド(記念式典広島子ども代表)など様々な取り組みがはじまっています。そのような報道を見ると、私は、その町々での取り組みがとても重要になるのだと思います。テレビなどからは残念ながら、どなたからも、「より一層平和になった」という言葉はありませんでした。 ロシアのウクライナ侵攻、イスラエルのガザなど戦争のニュース報道が、されない日はありません。第二次世界大戦で 300 万人を超える日本人の犠牲者を出し、海外においても全体で約 2,000 万人もの犠牲者をつくった戦争を二度と繰り返さないという大きな歴史的警鐘をつないでいくことの重要性が今問われています。以下について質問します。 (1) 吉川市として平和について、現在の取り組みと今後の更なる取り組みについて。 (2) 今、終戦記念日を知っている若者は 4 割と報道されている。防災無線などで 8		市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第 11 号 7 番 飯島 正義	(続) 4. 戦後 80 年平和はどう受け継がれていくのか	月 15 日が終戦記念日だと伝えるべきと考えるが市の見解は。 (3)小中学生を対象とした折り鶴を贈る事業など、より広く市民が参加できる取り組みを行うべきと考えるが市の見解は。	
通告第 12 号 19 番 吉川 敏幸	1. 主食である米を守る食料安全保障と農業支援について	<p>               昨年の令和 6 年産米は、高温障害およびイネカメムシの被害により大幅な収量減となりました。JA の報告によれば、県内では平年比で 8 割減という深刻な被害を受けた農家も存在したとされています。             </p> <p>               また、昨夏はいわゆる「令和の米騒動」とも言うべき状況が発生し、スーパーの店頭から米が消える事態となりました。政府は備蓄米を放出して対応しましたが、6 月 10 日付けの日本経済新聞によれば、令和 6 年 6 月末時点で 91 万トンあった在庫が、10 万トン程度にまで減少する見通しとされています。当初、国は「米は足りている」と説明していたものの、その誤りを認め、結果として米不足が米価高騰を招いたことを明らかにしました。             </p> <p>               こうした事態は食料安全保障上、深刻な懸念を惹起するものであると同時に米農家が安定的に収益を得て次世代へ営農を継承できる仕組みが農家だけでなく、市民・国民にとっても非常に重要であることを示しています。農業従事者はまさに社会を支えるエッセンシャルワーカーであり、欧米並みの戸別補償や所得補償制度等の検討が必要と考えます。そこで以下の点について伺います。             </p> <p>               (1)埼玉県東部地域 13 市 3 町のうち、イネカメムシ防除対策に対して補助金を交付している自治体数を伺います。             </p> <p>               (2)上記補助金を交付している自治体のうち、面積要件を設けている自治体と、その具体的な条件（何アール、何ヘクタール以上など）を伺います。             </p> <p>               (3)収入減少影響緩和交付金（いわゆる「ならし制度」）を活用しても十分な効果を発揮しないケースとして、どのような事例が考えられるのか伺います。             </p>	市長 担当部長
	2. 更に開かれた市政について	<p>               本年度より東京都杉並区では、プロポーザル方式による事業者選定にあたり、透明性・公平性の確保および区民への説明責任を果たすことを目的として、応募事業者の企画提案書の概要版を審査後に区のホームページで公表する取組を開始しました。             </p> <p>               このような運用は、事業者選定過程の透明性を高めるとともに、区民に対して行政運営の公正性を示す有効な手段であると考えます。             </p> <p>               つきましては、吉川市においても同様に、プロポーザル方式により事業者選定を行う際、応募事業者の企画提案概要を公表する仕組みを導入してはどうかと考えますが、市の見解を伺います。             </p>	市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第13号 10番 加藤 克明	1. 市長および副市長の同時不在に関する危機管理体制と公務意識について	<p>市長および副市長が、就業時間外に私費であったとはいえ、共に県外へ野球観戦に出かけ、市の市長および副市長が同時に市内から不在となっていた事実があった。このような行動は、災害・事故・不測の事態がいつ発生してもおかしくない現在の社会情勢において、極めて軽率かつ危機管理意識に欠けたものであると考える。</p> <p>地方自治法に基づく副市長の職務は、市長の補佐および不在時の代行にあるが、その両者が不在であるという状況は、制度的にも運用上も大きな懸念を抱かせるものであり、市民の安心・安全を軽視するものであると考える。</p> <p>本件について、以下の点を伺う。</p> <p>(1) 市長および副市長が同時に市外、特に県外に不在となった日程とその目的について、市として把握している事実関係を示されたい。</p> <p>(2) 当該期間における危機管理体制はどのように確保されていたのか。市長・副市長不在時の緊急対応方針や指揮命令系統について具体的に説明されたい。</p> <p>(3) 市長および副市長の行動が、危機管理上のリスクを招いた可能性について、市長自身はどのように認識しているのか。市民への説明責任をどう果たすつもりか。</p> <p>(4) 今後、同様の事態が発生しないよう、危機管理体制および幹部職員の出張・私的外出に関するルールをどのように見直す考えか。</p>	市長 副市長 担当部長
	2. 空き家の現状と対策について	<p>全国的に空き家の増加が深刻化する中、吉川市においても空き家の適正管理や有効活用は重要な行政課題となっている。特に、使用目的のない空き家の増加や老朽化による安全性・衛生面での問題が指摘されており、空き家対策特別措置法に基づく「特定空き家」の指定や市独自の対策が求められている。市内の空き家の実態とそれに対する行政の取組状況について確認し、今後の方針について伺う。</p> <p>(1) 吉川市における空き家の現状について</p> <p>① 現在、市が把握している空き家の総数、およびその内訳（賃貸用・売却用・二次的住宅・使用目的のない空き家）はどうか。</p> <p>② 「特定空き家」または管理不全とされる空き家の指定件数は何件か。</p> <p>③ 空き家バンクへの登録件数、および実際の利活用状況は。</p> <p>④ 空き家に関して市に寄せられた「ごみの不法投棄」や「害獣被害」等の苦情・相談件数はどの程度あるのか。</p> <p>(2) 空き家対策の現状と今後の方向性について</p> <p>① 市として「特定空き家」への対応基準や措置の進捗はどうか。</p>	市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第13号 10番 加藤 克明	(続) 2. 空き家の現状と対策について	②空き家バンクの周知・活用促進に向けた取り組みはどうか。 ③空き家の増加を抑制し、適正管理を促すための今後の方針や新たな施策の検討状況はあるか。	
通告第14号 16番 岩崎小百合	1. 持続可能な地域公共交通の充実について	<p>令和7年度中に、吉川市地域公共交通計画が策定される予定です。この策定に向けて令和5年度に吉川市交通ニーズ調査が行われました。市民要望や課題は年齢や地域などによって様々ですが、高齢化が急激に進んでいる中、病院への行き来など移動手段の確保を望む声が、多くの市民から届いています。生活の足を支える地域公共交通に対する今後の市のお考えを伺います。</p> <p>(1) 持続可能な地域公共交通の充実に対する市の考え方と、今までの取り組みについて。</p> <p>(2) 吉川市地域公共交通計画の策定について。</p> <p>①策定スケジュールと進捗状況、関係部局との連携状況について。</p> <p>②地域公共交通の課題について。また、課題解決に向けた取り組みを吉川市地域公共交通計画にどのように反映していくのか、具体的な内容をお聞かせください。</p> <p>(3) 吉川市地域公共交通協議会について。</p> <p>①第7回 吉川市地域公共交通協議会の協議内容や、事業者からの報告内容について。</p> <p>②直近3年間の民間バス路線の廃止の現状と、廃止になった理由について。</p> <p>③2006年(平成18年)3月に廃止になった「さわやか市民バス」の復活を望む声が多く届いています。廃止の理由についてお聞かせください。廃止になった当時と比べ、高齢化が進み状況は変わってきています。市内を無料で循環していたバスの運賃を有料化し、運行を復活させることや、吉川駅の南北が分断されず運行できる便などについて協議会で検討はされましたか。</p> <p>④地域公共交通計画(素案)の基本理念と基本方針の中で、各交通機関の役割分担として、福祉的取り組みについて書かれています。「福祉有償運送」「互助による輸送」について、「福祉部門と連携しながら、活動主体への支援を行い、需要に応じたサービス水準の維持・確保に努める」とあります。今まで福祉部門とどのような協議が行われてきたのか、今後どのように連携し支援していくのかお聞かせください。</p> <p>また、移動ニーズに応じた地域公共交通ネットワークの形成において、1-5小型モビリティの導入検討とあります。導入検討までの経緯や今後について伺います。</p>	市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第14号 16番 岩崎小百合	(続) 1. 持続可能な地域公共交通の充実について	(4) 持続可能な地域公共交通の実現の為の周知・啓発について。 ① 地域公共交通シンポジウムの趣旨と内容、開催時期の決定の経緯について。	
	2. 産前産後ケアについて	先月7月9日に「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター」は、2022～24年の3年間で妊産婦（妊娠中または産後1年以内）の自殺が162人に上ることを明らかにしました。そのうち、産後3カ月から1年の間に自殺した人が最も多く91人（56%）を占めたということです。 また、産後1年以内の自殺者の約9割が「配偶者あり」であり、50%の原因が「家庭の問題」とされています。（厚生労働省：令和5年版自殺対策白書より）以下について伺います。 (1) 妊産婦の自殺対策に対する市の考え方と現状、今後の対策について。 (2) 「父親の産後うつ」や孤立を防ぐ為の、父親の子育て支援の現状と今後の取り組みについて。	市長 担当部長
	3. 共同親権制度導入に関わる対応について	2024年5月に父母が離婚した後も子どもの利益を確保することを目的として、民法等の一部改正法が成立しました。この改正法により、親権（単独親権、共同親権）・養育費・親子交流などについてのルールが見直され、2026年5月までに施行されます。以下について伺います。 (1) DVや虐待被害者への適切な支援や子どもの権利保障など、共同親権導入に係る課題は多岐にわたり、法施行前に十分な準備が必要と考えます。共同親権制度導入に関する相談体制をどのように整えていくか伺います。 (2) 養育費の不払い対策について伺います。一部の自治体で行っている養育費立て替え事業は、ひとり親家庭が養育費を確実に受け取るための重要な支援制度です。ひとり親世帯の貧困解消策として養育費立て替え事業の必要があると考えますが、お考えを伺います。 (3) 子どもの意見表明権について伺います。子どもが親の離婚で悩んだときに、子ども自身が専門家に相談できる場所が必要と考えます。子どもの権利相談センターや子どもオンブズパーソンなど、子どもの権利救済機関を法施行前までに設置することはできないか、市のお考えを伺います。	市長 担当部長
通告第15号 8番 雪田きよみ	1. 困難を抱える女性への支援の現状について	昨年4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）が施行されました。「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、本人の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援を行うことが求められています。市の取り	市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨		答弁を求める者
通告第15号 8番 雪田きよみ	(続) 1. 困難を抱える女性への支援の現状について	組み状況を伺います。 (1)生活困窮者総合相談への過去5年間の相談件数の推移及び、そのうちの女性の相談件数と相談割合の推移をお聞かせください。 (2)女性総合相談の相談件数の推移をお聞かせください。 (3)女性総合相談の相談員及び支援員の人数をお聞かせください。 (4)特徴的な相談内容があればお聞かせください。 (5)複合的な問題を抱えた相談が多いと想像しますが、地域福祉・障がい福祉・子育て支援・学校教育・医療等との連携状況についてお聞かせください。 (6)女性の相談者の内、居所のない女性の相談件数の推移をお聞かせください。 (7)居所のない女性の相談に対し、どのように対応しているかをお聞かせください。 (8)女性新法ができて何がどう変わったのか、また今後の課題についてお聞かせください。		
	2. 生活保護の現状について	7月に行われた参議院選挙では、「生活保護世帯の3分の1は外国人」「外国人は生活保護で優遇されている」という言説が流されました。市の現状についてお聞かせください。		市長 担当部長
	3. 生活保護受給者の転居及び居住・住居環境について	生活保護受給者の方の居住について、当然のことながら健康で文化的な最低限度の生活を保障するものであるべきだと認識しています。 (1)受給者の方の転居希望に対する市の対応について伺います。 (2)取り壊しなどの証明を貸主に要求するのはどのようなケースでしょうか。 (3)申請時に居所のない方及び生活保護受給中に居所を失った方の相談件数、および入居先(民間アパート・無料定額宿泊所・宿泊提供施設)の年次推移をお聞かせください。 (4)市の受給者の方が利用している定額無料宿泊所の平均入所期間・最長最短の入所期間、専任の施設長の配置状況・金銭管理・入浴等の環境についてお聞かせください。 (5)宿泊提供施設について、市の認識をお聞かせください。 (6)この夏は昨年にも増して、異常な暑さが続きました。老朽化したエアコンの買い替え費用の補助について、改めて市の考えをお聞きします。		市長 担当部長
	4. 防衛省による「防衛白書」の小学校への直送について	防衛省が、小中学生を対象とした『はじめての防衛白書』を今年は福島県・青森県・山形県・岩手県・長崎県などの小学校に直送し、配布したことが明らかになりました。「総合的な学習で使用」「図書館での閲覧・貸出」等の活用を問うアンケート		教育長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第 15 号 8 番 雪田きよみ	(続) 4. 防衛省による「防衛白書」の小学校への直送について	トも同送されたとのこと。 他国を脅威として強調し、偏見や対立意識を子どもたちに植え付けかねない内容や、「ウクライナはどうして攻められたのか」の解説で「防衛力が足りなかったから」などとする記述等が問題視されています。 (1)市内小学校に『はじめての防衛白書』は送られてきているのでしょうか。送られてきているとしたら、その対応について伺います。 (2)省庁からこうした書物が学校に直送されることを、どのように考えますか。	
通告第 16 号 17 番 岩田 京子	1. 児童館ワンダーランドの体育館へのエアコン設置について	児童館は子ども達の居場所です。特に夏休みにおいては涼しい中で楽しむこともできる貴重な場所です。また、緊急指定避難所、指定避難所であり、避難の長期滞在となる可能性がある場所です。以下について伺います。 (1)夏休みの利用者数は。 (2)災害時に児童館を避難所としている住民の人数は。 (3)令和 5 年 12 月議会で、エアコン設置に関して「先行する小・中学校体育館などの整備後に必要な調整を図ってまいりたいと考えております。」との答弁をされています。小中学校の体育館へのエアコン設置完了の見通しが立った今、児童館体育館へのエアコン設置についてどのように調整を図っていますか。	市長 担当部長
	2. 米飯施設を市内に	(1)給食センター設立時に盛り込まれた防災の視点は。 (2)給食センターの災害時の対応マニュアルは整備されていますか。 (3)給食センターでは災害時に市民に食事、及び米飯を提供できますか。 (4)学校給食で提供される米飯の原料の産地と銘柄は。 (5)生産から精米、炊飯、給食の米飯に至るまでの一連のプロセス（サプライチェーン）はどのようになっていますか。また、その過程における価格についてもお聞かせください。 (6)災害時や地域循環、地域での雇用等を踏まえ、米飯を市内で行うことについて、市の見解をお伺いします。	市長 教育長 担当部長
	3. 中学校の制服の自由化について	教育改革で有名な工藤勇一氏の講演が吉川市で開催されました。自己決定が自己肯定感を育てることなど貴重なお話を伺いました。以下について伺います。 (1)制服のメリットとデメリットについて。 (2)制服の自由化について市の見解は。	市長 教育長 担当部長
	4. 教育大綱の見直しについて	新教育長が 4 月より就任されました。吉川市教育大綱は 10 年が経過します。見直しのお考えはありますか。	市長 教育長 担当部長